

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 34 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年11月5日専決

熊本県知事 木 村 敬

番号	発 生 日 発 生 場 所	和 解 の 相 手 方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和6年4月6日 上益城郡嘉島町大字上六嘉地内	株式会社エクセル・ クリーン・サービス (車両所有者) 普通貨物車	266,761円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和6年4月26日 熊本市西区春日地内	個 人 (車両所有者) 普通乗用車	502,000円	
3	令和6年5月16日 熊本市中央区帯山地内	個 人 (車両所有者) 軽乗用車	85,712円	
4	令和6年6月13日 熊本市東区佐土原地内	個 人 (歩行者)	556,882円	

5	令和6年6月18日 上益城郡嘉島町大字上 島地内	個人 (所有者) フェンス等	225,280円	
6	令和6年7月22日 菊池市隈府地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	288,505円	